

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市鳩ヶ谷本町三丁目一八五 六番三地先から同市鳩ヶ谷本町 三丁目一八五九番一地先まで		区 間
一〇・九〇 ） 一二・七〇	八・四〇 ） 一二・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二一・七		延 長 (メートル)
		備 考